

# 税申告のご案内

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)

問合せ：課税課 ☎982・5114 FAX981・5392

## 越谷税務署(レイクタウン会場)での確定申告 ☎965・8111

期間：2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝除く) ※2月25日(日)は開場

場所：イオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」※入場整理券が必要です。

入場整理券配付：午前8時30分から1階E入口、午前10時以降は3階「翼の広場」にて配付(なくなり次第配付終了)。LINEでの事前予約可能(2月6日(日)～)。



国税庁 LINE 公式アカウント

## 市の申告会場での確定申告相談、市民税・県民税の申告

期間：2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝除く)

場所：市役所202・203

※入場整理券またはインターネットでの事前予約が必要です。

入場整理券配付：午前8時30分～午後3時(定員になり次第配付終了)

事前予約：右記二次元コードから可能(電話および課税課窓口での事前予約は不可)

事前予約の詳細については広報よしかわ1月号5ページをご覧ください。



次の場合は、レイクタウン会場で申告してください。

- 住宅借入金等特別控除(初年度)
  - 株式、土地および建物などの分離譲渡、損失の申告
  - 源泉徴収票の交付が受けられない還付申告
  - 青色申告、雑損控除、特定支出控除の申告
  - 過年度(令和4年分以前)の申告
  - 国外居住の扶養親族を追加する申告
  - 退職所得(退職金)の申告
- ※上記以外にも内容によっては受け付けできない場合があります。

確定申告書を自分で作成済みで提出するだけの方は、市役所1階課税課窓口で預かります(内容の確認や問い合わせがある方は、2階申告会場へお越しください)。

## 申告および申告相談に必要な持ち物

● **所得関係書類**：給与や公的年金などの源泉徴収票、支払調書(証明書)、営業等・農業・不動産所得収支内訳書(必ず事前に作成)など

● **控除関係書類(該当するもの)**：

**社会保険料控除** 国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など社会保険料の領収書または控除証明書

**生命保険料控除・地震保険料控除** 生命保険、地震保険などの控除証明書

**医療費控除** 医療費控除の明細書(必ず事前に作成)

※領収書の添付・提示のみでは控除の適用はできません。

**寄附金控除** 寄附金受領証明書など

**障害者控除** 障害者手帳もしくは障害者認定書

**勤労学生控除** 学生証

● **マイナンバー確認書類(次のいずれか)**

マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証などの本人確認書類

● **金融機関の口座番号(本人名義)が分かるもの(所得税の還付がある方のみ)**

● **利用者識別番号が分かる書類(取得済みの方のみ)**：確定申告お知らせがき、利用者識別番号通知など

## その他申告に関するお知らせ・注意事項

下表に該当する方は申告する必要はありません ⚠

納税義務者本人の状況	公的年金収入金額	
	65歳以上の方	65歳未満の方
だれも扶養していない	155万円以下	105万円以下
配偶者や子など1人を扶養	222万円以下	186万1円以下
配偶者や子など2人を扶養	257万円以下	232万6,667円以下
本人が寡婦、ひとり親、障がい者	245万円以下	216万6,667円以下

市民税・県民税が非課税または均等割のみの方は、医療費控除などの各種控除を申告しても税額に影響はありません(※)。源泉徴収票に、各種控除が記入されているか必ずご確認ください。

※所得税が源泉徴収されている方は、確定申告により還付を受けられる場合があります。

## 医療費控除について 🗂

● 申告前に必ず自分で支払った医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。領収書の提出のみでは医療費控除の適用はできません。

※領収書は自宅などで5年間必ず保管してください(提出・提示を求められる場合があります)。

● 医療費控除は、税額を軽減するための控除の一つで、支払った医療費が戻ってくるものではありません。

## 営業所得・農業所得・不動産所得について

申告前に営業等・農業・不動産所得の収支内訳書を必ず作成してください。作成できていない場合、市の申告会場では受け付けられない場合があります。

🗂 明細書には、どのようなことを書きますか？

🗂 令和5年中に支払った医療費について、領収書(5年間保存)や医療費通知を基に、医療を受けた人、支払先の病院・薬局ごとに分け、補填された保険金を含めて内訳を記入します。

🗂 明細書はどこで入手できますか？

🗂 国税庁または市ホームページからダウンロードしてください。課税課、各市民サービスセンターでも入手できます。もしくは、必要事項が記載してあれば、任意の用紙でも申告可能です。